

教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

1 日 時

令和5年8月17日(木)
開会 13時30分
閉会 14時22分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 福永和伸教育長、大森達也委員、北野誕水委員、栗須百合香委員
富樫健二委員
欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 福永和伸(再掲)、副教育長 上村和弘
次長(教職員担当) 佐藤史紀、次長(学校教育担当) 井ノ口誠充、
次長(研修担当) 荻田直樹
教育総務課 課長 浮田知樹、課長補佐兼班長 小林広明、
班長兼企画員 米澤道隆
教職員課 課長 福井崇司
学校経理・施設課 課長 西田恭子、課長補佐兼班長 雲匡司
社会教育・文化財保護課 課長 天野長志、班長 中井英幸
食品安全課 参事兼課長 榎谷光枝

5 請願・陳情の付議の結果

| | 件 名 | 審議結果 |
|-----|--|------|
| 請願1 | 「ハラスメントの防止等に関する基本方針」等の記載内容の見直しを求める請願について | 不採択 |
| 請願2 | 県立学校への太陽光発電設備の設置促進に関する請願について | 採択 |

6 議題件名及び採択の結果

| | 件 名 | 審議結果 |
|--------|------------------|------|
| 議案第15号 | 「多度大社上げ馬神事」について | 原案可決 |
| 議案第16号 | 令和5年度教育功労者表彰について | 原案可決 |

7 報告題件名

報告 1 令和 6 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 1
次選考試験の結果について

8 審議の概要

・開会宣言

福永和伸教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5 名中 5 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（7 月 2 5 日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

北野委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 15 号は公表前であるため、議案第 16 号は内容に個人情報が含まれるため非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の請願を審議し、公開の報告 1 の報告を受けた後、非公開の議案第 15 号から議案第 16 号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

請願 1 「ハラスメントの防止等に関する基本方針」等の記載内容の見直しを求める
請願について（公開）

（福井教職員課長説明）

請願 1 「ハラスメントの防止等に関する基本方針」等の記載内容の見直しを求める
請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 17 日提出 三重県教育委員会教育長

1 枚おめくりいただきますと請願文書表がございます。左から 3 列目のところに要旨がございまして、請願の要旨としましては、ハラスメント対策の強化のために、ハラスメント事案について、所属長がとるべき対応を具体的に示すよう、「ハラスメントの防止等に関する基本方針」及び「ハラスメントの防止等に関する基本方針の運用について」の記載内容を見直すことという内容でございます。

もう 1 枚おめくりをいただきますと、請願書がございます。「2 請願の理由」の 3 つ目の段落のところに内容が記載されていまして、現在、三重県教育委員会の基本方針と

基本方針の運用については、その内容がハラスメントの定義や相談窓口の連絡先の提示などにとどまっています。例えば、兵庫県の指針では、所属長がハラスメント対策会議やハラスメント防止委員会の場を持つことや、所属長と教育委員会との連携についての手順が、相談フロー図として細かく具体的に示されていますという内容でございまして、その右側の3ページの方には、兵庫県の指針のフロー図が掲載されております。

このような内容でございまして、もう一度、1ページにお戻りいただきまして、右側の教育長の意見欄をご覧ください。現在の三重県教育委員会の「ハラスメントの防止等に関する基本方針」では、管理監督者の責務を既に明記しております。

例えば、自らの言動に注意を払うことや教職員等に対して、指導とか意識啓発、コミュニケーションなどによって防止に取り組むこと、それから、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するという内容を既に明記しております。

それから、もう一つの運用についての方でも、各ハラスメントに共通する管理監督者の責務が明記されておりますし、ハラスメントの分類ごとに管理監督者がとるべき対応というのも実際に記載されております。

このような理由から、記載内容を見直すという請願の内容に関しては、既に方針等に記載済みであるということから、不採択といたしたいと考えております。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願1はいかがでしょうか。

大森委員

確認なんですけど、教育長の意見のところの「管理監督者がとるべき対応を記載しています」ということは、資料いただいていないので分からないんですけども、いわゆるこの兵庫県の図ですと、調査をどうするか、調査結果の部分のこういった図の文言って入っているんですか。要するに、この請願では、調査過程をもうちょっと出せということ言ってるのかなと。私もこの3月まで大学のハラスメント防止委員長をやっていて、色々なところのハラスメント規定を見ていると、調査プロセスについても、そのことが書いていればこれでいいと思うんですが、その「管理監督者が取るべき対応」というのが、要はハラスメントがあった、じゃあこうしようっていう話だけなのか、ハラスメントの疑いがあった時にはこういうふうに管理監督者が調査委員会を設けてやるという話なのか、ちょっとこの表現だとどっちだろうってなるので、2つとも入っていれば不採択でいいんですけど。もしくは調査をしますとかの文言が入っていればそれでいいんですけど。

福井課長

三重県の今の方針には両方が入っております。疑われる時はこういうふうに対応するというような。具体的には、学校でも対応できることはしてもらいますし、教育委員会とも連携して調査をするというような内容はもう記載されております。

大森委員

ですので、管理監督者がとるべき対応というのは管理監督者が調査を含めてとるべき対応ということですね。

福井課長

そうです。学校内の対応もありますし、学校内に収まらない場合は、所属長が教育委員会と連携してちゃんと調査するようにという。

大森委員

そうですね。だから調査も含むということが兵庫県はここがかなり大きく入っているので、そこはちょっと強調されといた方が。全部網羅してるんやということで。

福井課長

ありがとうございます。

富樫委員

三重県の場合は、書いてあることはすべて書いてあると理解できたんですけども、分かりやすいフローチャートというものはあるんですか。

福井課長

今はその方針にこういうフロー図はございません。

富樫委員

書いてあることを可視化できるようであれば、またそれはそれで理解しやすいかなと思います。

福井課長

ありがとうございます。

教育長

基本的にはきちんと書いてはいると。工夫の余地は今後あるとしても、書いているということで。

福井課長

そうです。

【採択】

－全委員が本請願の不採択を承認する。－

・審議事項

請願 2 県立学校への太陽光発電設備の設置促進に関する請願について（公開）

（西田学校経理・施設課長説明）

請願 2 県立学校への太陽光発電設備の設置促進に関する請願について
請願について、別紙のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 17 日提出 三重県教育委員会教育長

2 ページをご覧ください。請願書の写しになります。請願者は先ほど紹介があったとおりです。「1 請願の要旨」ですが、三重県立学校各校への太陽光発電設備の設置を進めていくことを求めています。「2 請願の理由」ですが、1、2 行目の冒頭にありますが、県立学校で発生する電気料金について、昨今、電気料金が高騰しており、4 行目の後半、空調設備が使用できない事態が発生したり、他の学校運営上必要な事項に費用がかげづらくなったりしているのではないかと、電気料金高騰への対策が必要であると思います。そこで、県立学校校舎の屋上等に太陽光発電設備を設置してはどうかというものであります。

続く 2 行目後半以降に、初期費用不要のリースなどであれば、設備費用を抑えつつ、電気料金を抑えることができるのではないかと、自然環境にもやさしいとも記載されています。

1 ページにお戻りください。請願文書表でございます。右の教育長の意見です。三重県庁では、三重県地球温暖化対策総合計画において、温室効果ガス排出削減の対策を進めるため、基本方針の一つとして、再生可能エネルギーを県有施設に率先して導入することを掲げ、太陽光発電設備の導入促進などに取り組むこととしています。

県教育委員会においても、当計画に取り組んでいるところであり、太陽光発電設備については、県立学校を対象に設置の検討を行うこととしていますが、設置に係る費用面だけではなく、設置が可能な場所・建物であるか等も踏まえながら検討していきたいと考えています。

以上のことから、本請願の主な理由とされている電気料金抑制と趣旨は異なりますが、引き続き、県立学校への太陽光発電設備設置の検討を行っていくことから、本請願は採択といたしたい。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願 2 はいかがでしょうか。

【採択】

— 全委員が本請願の採択を承認する。 —

・報告事項

報告 1 令和 6 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 1 次選考試験の結果について（公開）

(福井教職員課長説明)

報告1 令和6年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について
令和6年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。

令和5年8月17日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長

1枚おめくりください。こちらに1次試験の合格状況を記載しております。一番下の欄に合計欄がございますが、右から2列目、第1次選考試験の受験者数が2,057人だったところ、試験の結果、一番右側ですが、合格者数は1,274人という結果になっております。

それから、2ページ目をご覧くださいと、歴年の実施状況を掲載しておりますので、またご覧いただきたいと思っております。説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第15号 「多度大社上げ馬神事」について（非公開）

天野社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案 どおり可決する。

・審議事項

議案第16号 令和5年度教育功労者表彰について（非公開）

浮田教育総務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案 どおり可決する。

・閉会宣言